

綾瀬市公共建築物解体工事等におけるアスベスト飛散防止対策 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、綾瀬市都市部建築課が各部から受託する工事のうち、吹付けアスベスト等またはアスベスト含有成型板等が使用されている建築物の解体工事及び改修工事等における、アスベストの飛散防止を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 吹付けアスベスト等

吹付けアスベストならびにアスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材でアスベストの含有率が0.1重量%を超え、別表1に掲げるものとする。

(2) アスベスト含有成型板等

アスベストを含有する建材等のうち、吹付けアスベスト等を除く建材で、アスベストの含有率が0.1重量%を超え、別表2に掲げるものとする。

(3) 解体工事

建築物のうち、構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいう。

(4) 改修工事等

解体工事以外で、建築物の修繕又は模様替えを目的とし、当該建築物の床、壁、天井その他の部分の除去を伴う工事（アスベストを含有する建材等の除去のみを目的に行う工事を含む。）

(5) 主管部長

都市部所管各部依頼工事等執行要領第3条2項による、工事執行所管部長をいう。

(情報の提供)

第3条 主管部長は、都市部長に建築物における吹付けアスベスト等又はアスベスト含有成型板等の使用に関する情報の提供に努めるものとする。

(アスベスト調査)

第4条 都市部長は、前条の情報を基に事前に次の各号に掲げる方法で、当該建築物のアスベスト含有の有無について、再度確認するため、下記の調査を行うものとする。

(1) 施設の竣工図面及び市有施設アスベスト使用調査簿等で確認を行う。

(2) 第1号で不明の場合は、分析機関で分析を行い確定する。

(施工業者への対応)

第5条 都市部長は、工事施工業者に対して当該建築物のアスベスト含有の有無について情報提供に努めるとともに、環境保全に係る関係法令、建築物の解体工事及び改修工事等に係る関係法令及び労働安全衛生に係る関係法令等を遵守するよう指導するものとする。

附 則

この要領は、平成23年11月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

区 分	建築材料の具体例
吹付け石綿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吹付け石綿 ・ 石綿含有ひる石吹付け材 ・ 石綿含有吹付けロックウール ・ 石綿含有パーライト吹付け材
石綿を含有する断熱材 (吹付け石綿を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根用折版裏断熱材 ・ 煙突用断熱材
石綿を含有する保温材 (吹付け石綿を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿保温材 ・ 石綿含有けいそう土保温材 ・ 石綿含有パーライト保温材 ・ 石綿含有けい酸カルシウム保温材 ・ 石綿含有ひる石保温材 ・ 石綿含有水練り保温材
石綿を含有する耐火被覆材 (吹付け石綿を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿含有耐火被覆板 ・ 石綿含有けい酸カルシウム板第二種 ・ 石綿含有耐火被覆塗り材

別表 2

区 分	建築材料の具体例
アスベスト含有成型板	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿スレート板 ・ パルプセメント板 ・ 石綿セメントパーライト板 ・ 石綿セメントけい酸カルシウム板 ・ 化粧石綿セメント板 ・ 木毛セメント板 ・ 石綿セメントサイディング ・ 化粧石綿セメントけい酸カルシウム板 ・ 住宅屋根ふき用石綿スレート ・ 石綿スレート ・ ビニル床タイル ・ 押出成形セメント板等